

# メビウスまほろば訪問介護事業所

## 訪問介護及び第一号訪問事業【介護予防訪問介護相当サービス】

### 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

#### 1. 訪問介護事業及び第一号訪問事業（法人）の概要

事業所（法人）の名称	医療法人康仁会
法人の所在地	奈良市六条町 102 番地の 1
代表者（職名・氏名）	理事長 吉岡 伸夫
電話番号	0742-35-1121

#### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	メビウスまほろば訪問介護事業所
事業所の所在地	奈良市六条西 4-6-20
事業所番号	2970107930
管理者の氏名	植村 哲也
電話番号	0742-81-7693
実施地域	奈良市

#### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業所、地域の保健・医療・福祉サービス等の綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排せつ介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院、外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理など

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日までの無休
営業時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで 利用者の希望に応じて、時間外のサービスの提供については、ご相談させていただきます。

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	
管理者	常勤 1 名
サービス提供責任者	1 名以上
訪問介護員	常勤職員 2.5 名以上

#### 7. サービス提供責任者

担当サービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望がありましたらなんでもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	氏家 まどか	前川 貴裕	
	星野 尚平	橋本 亜希	
	田中 理恵		

#### 8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として、負担割合証に応じた基本利用料の 1 割又は 2 割又は 3 割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

##### (1) 訪問介護の利用料

○介護保険法による訪問介護サービス費 別紙を確認してください。

##### (2) 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1 ヶ月ごとにまとめて請求とし、お支払いをお願いいたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 27 日（祝休日の場合は直前の平日）に口座より引き落とし。

## 9. その他の費用について

### (1) キャンセル料

ご利用者様のご都合により訪問介護をキャンセルされた場合は次の料金を頂きます。

- ・訪問予定日の前日にキャンセルされた場合  
振り替えが可能な場合 無料  
振り替えができない場合 50% (当事業所における介護給付費)
- ・訪問予定当日にキャンセルされた場合 100% (当事業所における介護給付費)

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や様態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の緊急連絡先、主治医、担当介護支援専門員への連絡を行う等、必要な措置を講じます。

(緊急連絡先)

医療機関名		連絡先	
主治医名		対応可能時間	

### 居宅介護支援事業所

事業所名		連絡先	
担当者		対応可能時間	

氏名	続柄	住所	電話番号

### 11. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、担当介護支援専門員に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 12. 非常災害対策

非常災害対策に備えるため、防災計画を作成し、利用者の避難訓練等、安全確保に十分な対応を行います。防災計画により年2回の訓練を実施するとともに、日常防火、点検を行うものとする。

### 13. 守秘義務

利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。

### 14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情の相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	管理者 植村 哲也
	電話番号 0742-81-7693      FAX 0742-81-7692

(2) サービス提供に関する苦情の相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	国民健康保険団体連合会	電話番号 0744-29-8311
	奈良市（介護福祉課）	電話番号 0742-34-5422
	福祉政策課	電話番号 0742-34-5196

#### 15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことはできませんので、あらかじめご理解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ ほかの家族の方に対する食事の準備、洗濯など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

#### 16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり      2 なし	
② なし			

この重要事項説明書は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する  
令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所住所 奈良市六条西 4-6-20

事業所名 メビウスまほろば訪問介護事業所

管理者・氏名 植村 哲也 印

説明者 氏名 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

(利用者) 利用者住所

氏名 印

(代理人) 署名代行者住所

氏名 印

本人との続柄